

各位

会社名 イオンモール株式会社
 (コード番号: 8905 東証プライム市場)
 代表者名 代表取締役社長 大野 恵司
 問合せ先 取締役専務執行役員管理担当 藤木 光広
 電話番号 043 - 212 - 6733

支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるイオン株式会社について、支配株主に関する事項は以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主(親会社を除く。)またはその他の関係会社の商号等 (2025年2月28日時点)

名称	属性	議決権所有割合(%)			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接 保有分	合算 対象分	計	
イオン株式会社	親会社	58.25	0.59	58.83	株式会社東京証券取引所 プライム市場

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社との関係

イオングループでは、グループ会社の経営の自主性・独自性を重視し、分権制によるグループ経営を実践することで、グループ全体の企業価値が向上するものと考え、創業以来これを実践してきました。グループ会社のうち、特に事業・地域の特性を踏まえた自律的経営により持続的な成長が促進され、資本市場からの規律によりその経営の質が向上すると見込まれるものについては上場子会社とすることを方針としています。イオン株式会社は、当社の議決権の58.25%(2025年2月28日時点)を有する親会社です。

当社は、イオン株式会社(純粋持株会社)及び、同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成する企業グループに属しており、イオン株式会社が、グループ戦略の立案、グループ経営資源の最適配分、経営理念・基本原則の浸透と統制、共通サービスの提供等を担い、グループシナジーの最大化を図る一方で、当社を含めたグループ各社は、専門性を高め、地域に密着した経営を行うことで、より一層のお客さま満足の上を図っております。

当社は、イオングループにおけるディベロッパー事業の中核会社として、日本および中国、アセアン各国において地域と共生するショッピングモールの開発・運営を行っており、グループ各事業と連携しながら、サービスの提供や施設の充実を図っています。また、商業不動産としてのビジネスを担うだけでなく、グループのサービス・専門店企業のプラットフォームとしての機能も担っています。

イオングループのディベロッパー事業においては、マーケティング、開発、リーシング等のディベロッパー機能統合は完了し、グループにおける大規模ショッピングモールの開発および管理・運営については当社が一元的に事業展開を担う体制となっています。よって、当社を除くグループ各社と当社との間では事業の棲み分けがなされており、現在競合する関係にはなく、また今後も発生する見込みはありません。

なお、2025年5月29日現在、当社取締役8名、監査役3名のうち1名が親会社で兼務しております。

役員の兼務状況

(2025年5月29日現在)

役職	氏名	親会社又はそのグループ企業での 役職	就任理由
取締役相談役	岡田 元也	イオン(株)取締役兼代表執行役会長	グループのディベロッパー機能の連携を強化するため。

3. 支配株主等との取引に関する事項

2025年5月23日提出の有価証券報告書139ページ及び140ページ記載の「関連当事者との取引」をご参照下さい。

4. 支配株主等との取引を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

【意思決定プロセスへの親会社との関与の有無や内容】

当社は、日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行しつつ、事業運営における重要な問題については、イオン株式会社との協議、もしくはイオン株式会社への報告を行っております。イオン株式会社ならびにグループ企業とは、相互に自主・独自性を十分に尊重しつつ綿密な連携を保ちながら、持続的な成長、発展、業績の向上に努めております。

当社が、イオン株式会社およびグループ各社と取引を行う場合には、「関連当事者取引管理規則」に則り、市場価格に基づいた適正な条件により取引を行い、年1回関連当事者取引先各社との年間取引実績の増減率等の報告を取締役会に行い取引の合理性・相当性の精査をします。その内、重要な取引については、取締役会の諮問機関であるガバナンス委員会において、当社の企業価値向上の観点から当該取引の公正性及び合理性が確保されていることを検証したうえで取締役会に付議し、また特別利害関係人を除外した上で決議し、手続の公正性を確保しています。

なお、当社は、イオン株式会社及び同社子会社でGMS事業を営むイオンリテール株式会社を中心とするグループ各社と一体となり、それぞれの地域においてショッピングモール管理・運営事業を実施していることから、イオンリテール株式会社及びその他のグループ各社と建物賃貸借契約等の取引がありますが、これらの取引に際しては、一般取引条件と同様に決定しており、当社はイオン株式会社及びグループ各社から一定の独立性が確保されているものと認識しております。

【親会社からの独立性確保のために設置する特別委員会の概要】

当社では少数株主の意見を取締役会に反映するため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役で構成するガバナンス委員会を設置しています。

取締役会の適法かつ効率的な運営および会社の持続的な成長に資することを目的とし、合併、会社分割などの組織再編に関する事項や、親会社・グループ会社との取引における取締役会付議事項に当たり、取締役会に助言・答申を行い、取引の公正性および合理性を確保しています。

2024年度はガバナンス委員会を計9回開催し、親会社・グループ会社との取引における合理性や取引条件の相当性を確認し、取締役会に答申しました。

【独立役員の親会社からの独立性確保のための指名委員会の活用方法や役割】

当社では、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役候補者の指名・選任および各取締役の報酬決定に当たり、取締役会に助言・答申を行っております。加えて、次期取締役候補となる人材に関する育成方針・計画を議論する等、透明性と客観性を確保しています。

委員は、代表取締役社長、管理担当役員および独立社外取締役で構成し、独立社外取締役が委員長を務めています。

社外取締役の選任に当たっては、当社が定める独立性判断基準と共に、親会社からの独立性を満たすことも踏まえて選任しています。

【独立役員の選解任における親会社の議決権行使の考え方・方針】

上場子会社の独立役員の選解任に関する議決権行使や独立役員の指名プロセスについては、各上場子会社が主体的に対応しており、親会社はその独立性を尊重する方針としています。

5. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

当社は2025年4月11日開催の取締役会において、イオン株式会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日、両者間で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結しております。本株式交換は2025年5月22日開催の定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受け、2025年7月1日を効力発生日として行われ、当社株式は2025年6月27日付で上場廃止(最終売買日は2025年6月26日)となる予定です。

本株式交換に関しては、イオン株式会社が当社の親会社であることから、当社の少数株主の利益を確保するため、公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含みます。)を実施しております。なお、詳細につきましては2025年4月11日に公表しました「イオン株式会社によるイオンモール株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約締結(簡易株式交換)のお知らせ」をご参照ください。

以上